

発電側基本料金の見直しについて

第57回 制度設計専門会合 事務局提出資料

2021年3月2日



目次

- 1. 前回会合の振り返り
- 2. 本日御議論いただきたいこと
- 3. 論点

【論点1】kWh課金の具体的内容

【論点2】割引制度についての詳細論点

【論点3】発電側基本料金の小売側への転嫁の円滑化

前回会合の振り返り 課金方法のあり方について

● 基幹送電線ルールの見直しに伴い、kWh課金を導入すること、kW課金とkWh課金の比率はまずは1:1で 始めることについて、概ね御理解いただいた。

【事業者団体】

- ✓ kW課金を軸に、一部kWh課金の要素を組み込む制度設計をすることは適当。(送配電網協議会、日本経済団体連合会)
- ✓ kW課金とkWh課金の比率を1:1とする案について当面の措置として賛同。(太陽光発電協会)
- ✓ 比率はkW課金が高いことを要望。(中小水力発電4団体、日本木質バイオマスエネルギー協会、日本有機資源協会、バイオマス発電事業者協会)
- ✓ kW課金とkWh課金の比率を1:1とする案は、当初案よりも負担は重くなるが、電源横断的に考えるあるいは運用面から考えると、一定の合理性のある 考え方。(日本地熱協会)
- ✓ kWh課金を大胆に取り入れようとする議論の方向性であれば、好意的、前向きに捉えたい。(風力発電協会)
- ✓ 比率を変更する場合は、予見性の観点から、変更基準の明確化を要望。(バイオマス発電事業者協会)

【委員・オブザーバー】

- ✓ kW課金とkWh課金の比率について、論拠がある比率を出すことは難しいため、1:1とすることはあり得る。(岩船委員)
- ✓ 送電線利用ルールの見直しを踏まえると、kWh課金の導入は適切。比率については、費用に基づきながら検討を進めるべき。現時点では、費用における固定料金・従量料金で回収するべきものの把握が難しいため、まずは1:1で始め、必要に応じ、見直しを検討するしかない。電源種ごとに課金体系を変えるやり方も無くはないが、複雑過ぎるし、電源種ごとに利害が対立する中で最適線を決めるのが難しい。(山内委員)
- ✓ 発電事業者にネットワークコストを意識した立地や設備形成を促すため、kW課金は必要。また、今後、系統混雑により、経済的な補填を伴わない出力制御が増え、契約kWまで出力できない事態が発生するため、kWh課金を一部入れる必要がある。比率については、電源種ごとに異なる課金体系を取らず一律で行うため、利害調整の観点も踏まえたものと推察。1:1を出発点とした上で、その後どうしていくかを考える必要はある。(新川委員)
- ✓ 1:1の比率については、根拠を数字でもって算定することが難しいという現実を見据え、kWとkWhを両方考慮するのであれば同じ割合で見ようという自然な割り切りをしたものと理解。また、今回の1:1の考え方では、将来分も含め、kWh課金の割合が増える状況変化を十分に取り込んでおり、将来、当該比率を見直す場合であっても、kWh課金の割合が1:1を上回ることはおよそ考えられない。(松村委員)
- ✓ 事業者団体によって利害の方向性が異なるため、比率について全ての事業者団体が賛同する案を作ることは困難。事業者団体からの主張は尽きないと思うが、1:1から進めることが適切。(圓尾委員)
- ✓ 1:1の比率について、数字的な根拠を求めることは難しい。電源種により利害が異なるため、全ての事業者が満足する制度設計は難しいが、今回提案されているkWh課金の導入や分散型電源への割引制度の拡充も併せて評価すると、この方向が良いのではないか。(林委員)
- ✓ kWh課金の導入に賛同。1:1については、一定の割り切りと理解したが、妥当な案だと思う。この方向性で詳細設計を進めてもらいたい。(竹廣オブ)

前回会合の振り返り 割引制度のあり方について

- 今回の見直しを契機とした割引制度の拡充案について、概ね御理解いただいた。
- 一部の事業者団体より、割引額の総額を全電源で按分負担する仕組みであることに関連して、割引対象外の電源にとって過度な負担とならないよう配慮が必要、との要望があった。

【事業者団体】

- ✓ 社会的コストを抑制するために混雑エリアへの電源回避を促すインセンティブになる割引制度は大切。今回の事務局案は、価格シグナルの重要性を踏まえて、原案からの拡充やより細かな設定がなされたものと理解。(送配電網協議会)
- ✓ 割引Bの拡充案に賛同。ただし、条件等については、定量的効果も含めて事業者の意見を参考にさらなる検討を望む。(太陽光発電協議会)
- ✓ 割引Bの拡充案について、当団体の要望どおり、地域での地産地消に資するものとなっており、賛同。(中小水力発電4団体)
- ✓ 電力システム改革を通じて送配電事業者と発電事業者が異なる主体となっている中、割引制度の適切な設計と運用を通じて、発電コストとネットワークコストの合計コストの最小化につなげていく必要がある。(日本経済団体連合会)
- ✓ 具体的なエリアの影響など定量化と情報開示を要望。(日本風力協会、バイオマス発電事業者協会)
- ✓ 割引対象外の電源にとって過度な負担とならないよう配慮が必要。(日本木質バイオマスエネルギー協会、バイオマス発電事業者協会)
- ✓ 割引 A・Bを共に受けるとkW課金が Oとなることは、公平性の面から難があるのではないか。(日本木質バイオマスエネルギー協会)

【委員・オブザーバー】

- ✓ 事務局案は概ね好意的に受け取られている。概ね合意ができるのであれば事務局案を採用してもよいのではないか。(草薙委員)
- ✓ 割引に焦点が当たりすぎると、事業者団体が懸念しているように、割引が無いところに負担が寄せられることになるため、このあたりのバランスも検討すべき。 (大橋委員)
- ✓ kWh単価や割引適用エリアにおける割引額の費用の原資の検討に当たっては、一部の事業者や一部の電源種に過度に負担が偏ることがないよう、発電側基本料金の導入趣旨である、送配電設備の利用者が公平かつ安定的に負担する、との観点を十分に考慮することが必要(松本オブ)

1. 前回会合の振り返り

(3) 小売転嫁、課金対象、FIT電源における調整措置

● 発電側基本料金の見直し案についての総合的な評価を行うためにも、発電側基本料金の制度設計と並行して、 FIT電源における調整措置や小売側への転嫁の円滑化について検討を進めていくことが必要、との御意見が多かった。

【事業者団体】

- ✓ 発電事業者の多くは新規参入や中小で、小売事業者に対する交渉力は十分とは言えない。また、設備利用率の影響で、他の電源種と比較してkWhベー スでの課金額が大きくなる。こうした観点を十分踏まえた小売転嫁の検討を要望。 (太陽光発電協会)
- ✓ FIT・FIP電源も含めて課金する場合には、FIT賦課金による調整措置の早急な検討が必要。(太陽光発電協会、バイオマス発電事業者協会等)
- ✓ 発電側基本料金の転嫁について、売電料金に適切に転嫁できるよう、ガイドラインに具体的に明示し、発電事業者に過度な負担とならないようにして欲しい。導入後は、小売事業者への監視を徹底してほしい。また、送配電買取の場合についても、託送料金減額分が確実に充当できる仕組みを整備して欲しい。(中小水力発電4団体、日本地熱協会、日本風力発電協会等)
- ✓ 制度の全体像を示すとともに、一定の想定や過去のデータを使った試算、幅を持った数値で構わないので、定量感を持った議論の進行を要望。(日本地熱協会、日本風力発電協会)
- ✓ FIT買取期間中における再生可能エネルギー電源の取扱い、送配電設備の都合により逆潮できない場合における取扱い、小売転嫁ガイドラインについては、丁寧な経過説明を望む。また、既設電源について、適用当初の負担額の軽減などの激変緩和措置を検討すべき。(日本有機資源協会)

【委員・オブザーバー】

- ✓ 課金対象については、基本的に全電源種に課金すべき。系統利用上の各プレイヤーの負担を明確にした上で、再エネ普及のために補填が必要であれば、その補填額を明確にして補填するルールとすべき。補填額が再エネのコスト低減の目安にもなる。(岩船委員)
- ✓ 小売への転嫁水準や転嫁方法、FIT電源における調整措置について具体的な議論が必要(草薙委員)
- ✓ 既に事業計画が組まれてファイナンスもついているFIT電源については、発電側基本料金の負担のインパクトを踏まえつつ、調整措置でどう対応するか、検討が必要。また、金銭的インパクトの試算は事業上必要なので金銭的インパクトが発電側課金に入ることによってどのように変わるのか、試算できるような情報を2023年度に間に合うタイミングで出して欲しい。(新川委員)
- ✓ 発電側基本料金の制度設計と並行して調整措置の議論が進むと、F I T電源についての制度設計や負担感の全体像が見えてくるため有益。エネ庁と一 緒にこの議論を早急に進めてもらいたい。(圓尾委員)
- ✓ 発電側課金だけはなく、FIT・FIP電源における調整措置を含め、制度を全体で見た時に、全体としての負担感がどうなのか議論しなくてはならない。しっかりエ ネ庁の方も受け止めて議論してもらいたい。(大橋委員)

目次

- 1. 前回会合の振り返り
- 2. 本日御議論いただきたいこと
- 3. 論点

【論点1】kWh課金の具体的内容

【論点2】割引制度についての詳細論点

【論点3】発電側基本料金の小売側への転嫁の円滑化

2. 本日御議論いただきたいこと

- まず、前回会合で、kWh課金の導入について概ね御理解いただいたところ、<u>kWh課金</u>の具体的内容について御議論いただきたい。
- また、前回会合で、割引制度の拡充のあり方について概ね御理解いただいたところ、引き続き、割引制度についての詳細論点について御議論いただきたい。
- さらに、前回会合で「次回以降に詳細を検討」とお示しした、発電側基本料金の小売 側への転嫁の円滑化について御議論いただきたい。

目次

- 1. 前回会合の振り返り
- 2. 本日御議論いただきたいこと
- 3. 論点

【論点1】kWh課金の具体的内容

【論点2】割引制度についての詳細論点

【論点3】発電側基本料金の小売側への転嫁の円滑化

3. 【論点1】kWh課金の具体的内容 (1) kWh課金額の算定方法

- kWh課金額の算定方法については、次のとおりとしてはどうか。
 - ① 発電側基本料金は、新たな託送料金制度において設定する収入上限のうち、発電側に配賦する原価の回収を行うため、一般送配電事業者ごとに課金単価を設定。
 - ② <u>kWh課金単価</u>は、<u>発電側に配賦する原価のうちkWh課金で回収することが必要な原価</u> (kW課金とkWh課金の比率を1:1とするため、発電側基本料金で回収することした原価の半額)を**想定発電電力量で割ることで算定**。
 - ③ これらにより、kWh課金額は、②で算出したkWh課金の単価に、発電電力量(実績値)を 乗じることで算出することとする。
- なお、2023年度から導入する新託送料金制度では、規制期間(5年間)における収入上限と 想定需要を踏まえて、期初において需要側託送料金を設定することとしていることから、発電側 基本料金においても同様に、規制期間における想定発電電力量を踏まえて、期初において kWh課金単価を設定することが妥当ではないか(発電電力量の変動に伴う実績収入と想定 収入の乖離額は、新託送料金制度の下、翌期において調整することを基本とする)。
 - ※上記の各点の考え方については、kW課金部分においても同様に適用。

<kWh課金額の算定イメージ>

kWh課金額(円)=1kWh当たりの単価(円/kWh)×実績発電電力量(kWh)

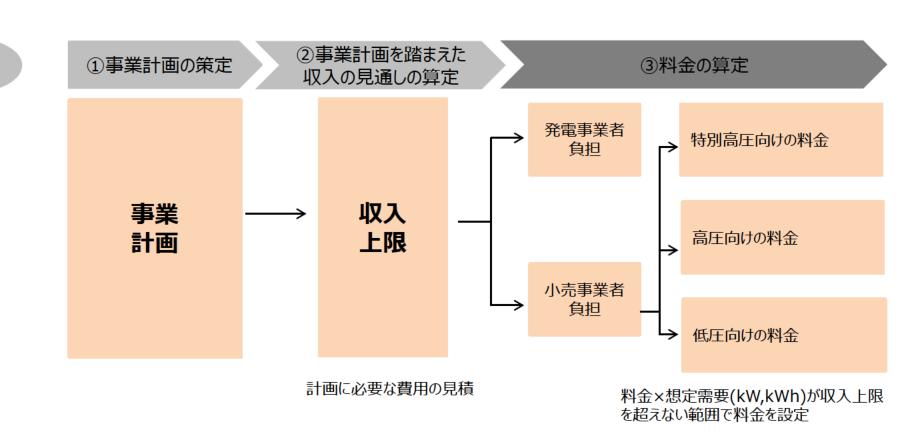
kWh課金対象原価(円)÷想定発電電力量(kWh)

※全10社費用をベースに簡易に試算した、全国平均の課金単価:0.25円/kWh

※電力調査統計の発電電力量(現時点では想定発電電力量は存在せず)、2015年の全10社費用を使って粗い試算を行ったものであり、実際の負担水準は、この想定発電電力量に加え、「kWh課金で回収することが必要な原価」の今後の変化等により異なる可能性がある点に留意が必要。

(参考) 新たな託送料金制度における料金算定に係るルール

2020年7月30日 第1回料金制度専門会合資料3 抜粋



(注) 発電側基本料金の詳細設計については、引き続き検討を行っていく予定

イメージ

(参考) 期初における託送料金の設定について

- 前回の専門会合において、期初における託送料金の設定については、(1)5年一律の託送料金を設定する、(2)年度毎に異なる託送料金を設定する、の2通りを提示してご議論いただいたところ。
- その議論を踏まえ、料金の安定性(平準化)や、送配電設備の経済耐用年数の長さを重視する観点から、 (1)5年一律の託送料金とすることを基本とするが、一般送配電事業者の年度毎の収入と費用が一致することを重視する観点もあることから、年度毎の見積費用について合理的な説明があった場合は、(2)年度毎に異なる託送料金を設定することを、個別に認めることもあり得るとしてはどうか。

(1) 5年一律の 託送料金を設定

収入上限 (5年合計)

______想定需要 (5年合計) 託送料金 **(5年一律** の料金)

(2) 年度毎に異なる 託送料金を設定

収入上限 (年度毎の見積費用) 想定需要 (年度毎)

託送料金 **(年度毎に** 異なる料金)

【論点1】kWh課金の具体的内容 (2) kWh課金の課金対象電源

- kWh課金についても、発電側基本料金の導入趣旨の1つが「送配電設備の維持・拡充に必要な費用の公平な負担」であることを踏まえ、全ての電源に課金することが基本。
- 一方で、最大受電電力が10kW未満と小規模な電源(例:住宅用太陽光発電)であり、実際の逆潮が10kW未満の場合は、他の電源に比べて送配電設備の維持・運用に係る追加費用を大きく増やすことは一般的には考えられず、kW課金において、当分の間、課金対象外と整理されることから、kWh課金においても同様に、当分の間、kW課金対象外となる小規模電源を課金対象外と整理することとしてはどうか。

※最大受電電力が10kW未満であり、実際の逆潮が10kW以上の場合は課金の対象とする。

【論点1】kWh課金の具体的内容 (3) kWh課金における自家消費される発電電力量についての取扱い

- 発電側基本料金は、系統利用者である発電事業者にも送配電関連費用に与える影響に応じて負担を求めるもの。
- このため、発電と需要が同一地点にあり、自家消費される発電電力量については、送 配電関連費用に与える影響がないとみなせることから、kWh課金の対象とする発電 電力量はこれを含めないものとすべき。
- この点、課金対象となる発電電力量を測定するメーターは、自家消費がある場合であっても、**自家消費量を除いた値を示すように設置されている**ことから、**当該メーター計量 値をkWh課金の対象発電量とすることとしてはどうか**。
- ※ なお、発電と需要が同一地点にある場合であっても、発電側基本料金における発電電力量と需要側託送料金における受電電力量は、それぞれ系統に与える影響があることから差し引きはしない。また、発電側の契約kWを需要側の契約kWが上回ることで、kW課金がなされない場合であっても、自家消費分を除いて系統に逆潮した発電電力量については、上記の整理どおり、kWh課金の対象となる。

目次

- 1. 前回会合の振り返り
- 2. 本日御議論いただきたいこと
- 3. 論点

【論点1】kWh課金の具体的内容

【論点2】割引制度についての詳細論点

【論点3】発電側基本料金の小売側への転嫁の円滑化

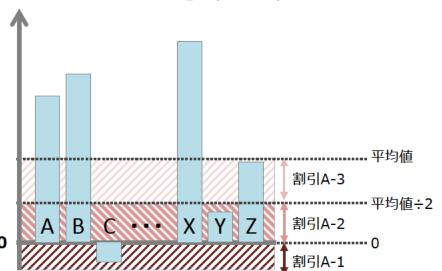
【論点2】割引制度についての詳細論点

(1) 基幹送電線利用ルールの見直しに伴う割引Aの判定方法の修正

- 現行案では、割引Aの判定に用いる限界送電費用のうち「基幹系統の投資抑制効果」は、各基幹変電所・ 開閉所に電源容量(kW)を仮に限界的に追加した場合に供給エリア内の基幹系統の潮流がどの程度変化し、 仮に潮流混雑を解消する場合に標準的にどの程度費用がかかるかを算定したもので評価。
- 具体的には、「空き容量のない基幹系統全ての「潮流変化(∆kW)×距離(km)×線種ごとの標準年経費(円/kW・km・年)」の総和」を算定することとしている。
- 前回会合では、送電線利用ルールの見直しに伴い、中長期的には「空き容量」という概念が薄まっていくことから、割引Bの適用条件において「空き容量マップにおいて空き容量がゼロより大きいこと」を求めないこととしたが、同様の観点に基づき、「基幹系統の投資抑制効果」の算定に当たっては、空き容量の有無を問わず、全ての基幹系統を対象としてはどうか。

割引Aの判定方法

限界送電費用 A~Z: 基幹変電所・開閉所単位の地域



割引Aの割引額のイメージ

割引区分	限界送電費用の	kW負担額のイメージ	
刮り位分	条件	割引前	割引後
割引A-1	0以下		37.5円/kW·月
割引A-2	平均值÷2~0	75円/kW·月	60円/kW·月
割引A-3	平均値~平均値÷2		67.5円/kW·月

(注1) 基幹系統接続電源は引き続き上記割引単価の半分とする (割引A-1を除く)

(注2) kW負担額のイメージは、(1) kW負担額が75円/kW・月、(2) 基幹系統と特高系統の固定費が50%ずつ、(3) 2020年11月15日の第43回制度設計専門会合「発電側基本料金の詳細設計について③」と同じく、割引A - 2の割引単価の最大値がkW負担額の約2割程度と仮定し、その他にも前提条件を置いた10社合計費用を基にした簡易試算であり、事業者によって送配電関連費用の構成や料金算定の根拠となる発電側及び需要側のkW構成、発電側の立地状況等が異なるため、各社が個別に請求する実負担額とは異なる可能性がある。

15

【論点2】割引制度についての詳細論点

(2)発電側基本料金の導入時に廃止される需要地近接性評価割引の取扱いの修正

- 現行案では、発電側基本料金が導入され、需要地近接性評価割引が廃止された後も、2016年4月改定の託送供給等約 款で割引を受けていた電源 (経過措置として割引を受けていた電源は除く)については、発電側基本料金における割引対象 地域から外れる等の場合であっても、
 - ①発電側基本料金における割引対象地域の更新時までに限り、経過措置として、発電側基本料金における割引対象と する
 - ②その割引単価については、**発電側基本料金における割引単価のうち、接続系統別でみた一番大きい単価を適用する** こととしている。
- 割引制度の拡充後には、現行案よりも割引額を増やした割引A-1や割引B-1が新設されるところ、上記②の考えを維持すると、 現行案で想定していた割引単価を大きく超過するため、接続系統別でみた一番大きい単価とはせず、割引A-2・B-2(現 行案で適用することを想定していたもの)を適用※することとしてはどうか。
 - ※経過措置対象電源のうち、発電側基本料金の割引単価がA-2・B-2を下回る電源に対して、当該単価を適用。

発電側基本料金が導入され、需要地近接性評価割引が廃止された後、経過措置対象電源に適用する割引単価のイメージ

	接続系統	割引種類	割引単価 のイメージ (円/kW·月)
現行案	基幹系統	割引A満額×1/2	7.5
	特別高圧	割引A満額	15
	高低圧	割引A満額+割引B	30
割引制度の 拡充後	基幹系統	割引A-1	37.5
		割引A-2×1/2	7.5
	特別高圧	割引A-1	37.5
		割引A-2	15
	高低圧	割引A-1+割引B-1	75
		割引A-2+割引B-2	30

(注1) 現行案、割引制度拡充後ともに左記以外の割引パターンも存在するが、ここでは「発電側基本料金における割引単価のうち、接続系統別でみた一番大きい単価」と「現行案で経過措置適用することを想定していた水準の割引単価」を比較することが目的であるため、当該二点のみ記載している。

(注2)発電側基本料金導入後、需要地近接性評価割引の対象電源に対し経過措置として適用する割引単価のイメージは、(1) 拡充前後ともにkW負担額が75円/kW・月、(2) 基幹系統と特高系統の固定費が50%ずつ、(3) 2020年11月15日の第43回制度設計専門会合「発電側基本料金の詳細設計について③」と同じく、割引A満額・割引A-2の割引単価の最大値がkW負担額の約2割程度と仮定し、その他にも前提条件を置いた10社合計費用を基にした簡易試算であり、事業者によって送配電関連費用の構成や料金算定の根拠となる発電側及び需要側のkW構成、発電側の立地状況等が異なるため、各社が個別に請求する実負担額とは異なる可能性がある。

【論点2】割引制度についての詳細論点(3) ノンファーム型接続電源の取扱い

- 送配電WGの中間とりまとめでは、<u>ノンファーム型接続電源</u>について、「今後、運用面・制度面等の検討状況を踏まえ、適切な負担となるよう発電側基本料金における料金的措置について具体的に検討を進めることとする」としていた。
- これを受け、2019年度の制度設計専門会合では、ノンファーム型接続電源は、送電容量を確保 しておらず、系統混雑時に優先的に出力制御を受けることから、ファーム型接続電源と異なり、 送配電設備の増強費用は増加しない、もしくは増加してもその増加分は相対的に小さくなるとの 考え方などを背景に、ノンファーム型接続電源の取扱いについて議論がなされてきた。
- 一方で、こうした考え方は、送電線利用に係る先着優先ルールを前提としたものである。今般の 送電線利用ルールの見直しの結果、発電側基本料金の導入が予定されている2023年度には、 ファーム型接続・ノンファーム型接続を問わず、メリットオーダーに基づく枠組み(当面は再給電 方式)に移行することが見込まれる。
- こうした枠組みの下では、ファーム型接続電源とノンファーム型接続電源で、原則として、発電計画策定への影響面で差は無いものと考えられる。このため、ノンファーム型接続電源に対する割引措置は講じないこととしてはどうか。
 - ※ただし、メリットオーダーに基づく枠組み(当面は再給電方式)の導入時期に大きな変更が生じた場合に は柔軟に見直すこととする。

目次

- 1. 前回会合の振り返り
- 2. 本日御議論いただきたいこと
- 3. 論点

【論点1】kWh課金の具体的内容 【論点2】割引制度についての詳細論点

【論点3】発電側基本料金の小売側への転嫁の円滑化

【論点3】発電側基本料金の小売側への転嫁の円滑化 (1) これまでの検討経緯、本日御議論いただきたいこと

- **発電側基本料金の小売側への転嫁の円滑化**については、これまでの議論として、既存相対契約の見直しが行われないと、制度変更に伴う費用負担を発電側が一方的に負わされることになることから、**発電と小売との**協議が適切に行われるよう、既存相対契約見直し指針を策定することとしている。
- 本指針(骨子案)の中では、次の考え方を示している。
 - ①発電事業者における発電側基本料金の**増額想定分、**小売事業者が負担する託送料金の**減額想定分**等の情報を適切に共有し、公平を旨として協議を行い、相対契約に基づく取引金額を見直す
 - ②特に、**発電側基本料金の導入による小売事業者の需要側託送料金の減額分**(全国平均では約0.5円/kWh)は、**発電・小売間の取引価格に適切に充当**されるべき
 - ③仮に事業者間での転嫁についての協議が不適切であった場合等においては、**既存相対契約の見直しに** 関連する紛争解決の仕組みを利用することができる
- こうした考え方は、相対契約を締結している全ての電源に適用すべきであり、制度上、調達価格が固定されているFIT電源の小売買取についても、その調達価格とは別に価格を上乗せすることにより、上記指針の対象とし、他電源と同様に、発電側基本料金の適切な転嫁が行われることを前提に調整措置の議論が行われてきたところ。
- ◆ 本日は、今後の資源エネルギー庁の審議会での議論に先立ち、本会合においても検討すべき点について検討を進めていく観点から、
 - 適切な発電側基本料金の転嫁の担保方法
 - **FIT電源の小売買取・送配電買取における調整措置の在り方を検討する上での論点** に関して御議論いただきたい。
- なお、転嫁の担保方法については、事業者間での適切な協議環境を確保するとともに、その協議状況を適切に把握することが重要であり、これを踏まえて、監視においても必要な検討を進めることが求められている。

(参考1)2018年6月の送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループ・中間とりまとめ(抜粋)

② 発電側基本料金の転嫁の円滑化

発電側基本料金の導入は、発電側にとって新たな費用負担となる一方で、需要側の託送料金は その分減額されることとなる。このため、発電側基本料金は、市場や当事者間の交渉の中で、卸料金 に転嫁されることが想定される。

ただし、既存相対契約については、契約の見直しが行われないと制度変更に伴う費用負担を発電側が一方的に負わされることになることから、発電と小売との協議が適切に行われることが適当である。このため、適正な取引が行われるよう、その考え方をガイドラインに示すとともに、契約交渉等の手続きが適正に進んでいるか等を確認していくことが適当である。

なお、kWh 単位での取引への転嫁も含め、取引価格は市場や当事者間の交渉に委ねられるのが基本と考えられるが、他の市場設計における発電設備の固定費回収効果との整合性にも留意し、実態を踏まえつつ、発電側基本料金の導入までの間に転嫁の在り方について必要な検討を更に進める。

(参考2)発電側基本料金に関する既存相対契約見直し指針(骨子案)

2019年11月15日 制度設計専門会合 資料4抜粋

1. 本指針の目的

- ✓ 発電側基本料金は、託送料金の原価総額の範囲を変えないことを前提として導入するものであるため、 発電側にとっては新たな費用負担となる一方で、小売電気事業者が負担する託送料金はその分減額 されることとなる。したがって、発電側及び小売側との間で締結された既存の相対契約(以下「既存契 約」という。)についても、事業者間の協議を通じて、適切に見直されることが望ましい。
- ✓ このため、本指針においては、事業者間の協議の円滑化を図る観点から、既存契約の見直し協議に際しての基本的な考え方を示すとともに、その考え方をベースとして、事業者が誠実かつ適切に協議を行うことを求めることとする。

2. 契約見直しの必要性

- ✓ 発電側基本料金は、市場や当事者間の交渉の中で、卸料金に転嫁されることが想定される。
- ✓ しかしながら、既存契約については、契約の見直しが行われなければ、制度変更に伴う費用負担を発電側が一方的に負わされることとなる。
- ✓ したがって、発電側及び小売側は、発電側基本料金が導入されるまでの間に、既存契約の見直しに向けて、誠実かつ適切に協議を行うことが求められる。

(参考2)発電側基本料金に関する既存相対契約見直し指針(骨子案)

3. 基本的な考え方

2019年11月15日 制度設計専門会合 資料4抜粋

- ✓ 既存契約には、基本料金と従量料金を支払う二部料金制となっているもの、従量料金のみを支払うもの等様々な契約形態が存在するが、いずれの契約形態においても、発電側基本料金が卸料金に適切に転嫁されるよう、本指針の基本的な考え方に則って、既存契約の見直しに向けて、事業者間で誠実かつ適切に、協議が行われることが望ましい。
- ✓ 具体的には、発電側基本料金の制度趣旨を踏まえ、以下の考え方に沿って協議することが求められる。
 - 契約当事者は、各当事者が試算した発電側における発電側基本料金の増額想定分や小売電 気事業者が負担する託送料金の減額想定分等の情報を適切に共有し、公平を旨として協議を 行い、相対契約に基づく取引金額を見直す。
 - ・ 特に、小売電気事業者における需要側託送料金の減額分については、発電側基本料金の制度 趣旨を踏まえると、卸料金への転嫁に充当されるべきである。また、小売電気事業者においては、 発電側基本料金の転嫁を受け入れられない事情を含め、転嫁に関わる情報を発電側に明らかに するとともに、詳細に説明を行うことが望ましい。
 - なお、発電側基本料金については、その他の市場(容量市場等)からの回収も想定される。事業者間の協議においては、必要に応じて、それらの市場からの回収見込みに関する情報も適切に考慮する。(注)
 - (注) その他の市場からの回収分については、発電側基本料金にかかる既存契約見直し協議とは別途協議を行うことも 想定される。

4. 既存契約の見直しに関連する紛争解決の利用

(参考3) 第44回制度設計専門会合資料(2019年12月)

2019年12月17日 第44回 制度設計専門会合 資料6抜粋

発電側基本料金の転嫁(需要側託送料金の減額分の取扱い)

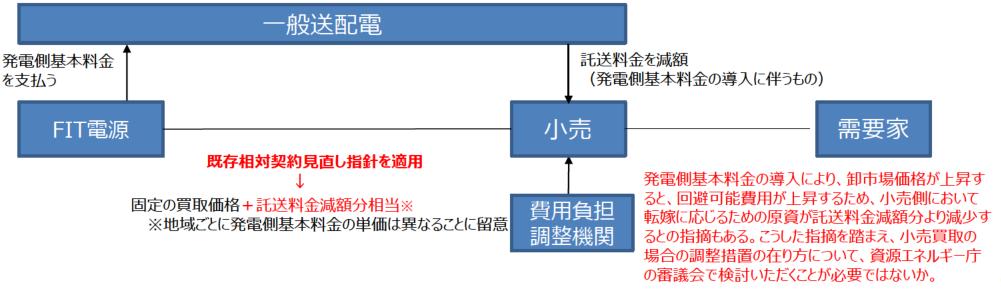
- 前回ご議論いただいた既存相対契約見直し指針の骨子案では、発電側基本料金の導入による
 託送料金の減額分(下図X円)は、卸料金(発電と小売間の取引価格)に適切に充当されるべきとの基本的な考え方を提示。
- この基本的な考え方は、**電源種に関わらず相対契約を締結している全ての電源に適用すべき**と 考えられる。制度上、調達価格が固定されているFIT電源についても、**その調達価格とは別に価 格を上乗せ**することで転嫁することとしてはどうか。
- FIT電源にかかる調整措置 (注) については、下図のような転嫁の考え方も踏まえ、調達価格等算 定委員会でご議論いただくこととしてはどうか。
- (注)調達価格が固定されているFIT電源については、発電側基本料金の追加コストを転嫁することが制度上困難であるとして、どのような場合にどのような調整措置が必要か、調達価格等算定委員会で議論することとされている。



(※)新取引価格の設定に際しては、発電側基本料金の負担額と需要側託送料金の減額分等の情報を踏まえて、公平を旨として協議を行う必要がある。それに加えて、FIT電源については、回避可能費用(スポット市場価格)の上昇や買取主体である小売に上記X円とY円に差分が生じた場合の取扱い等を考慮する必要がある。

【論点3】発電側基本料金の小売側への転嫁の円滑化について (2) FIT電源の小売買取における転嫁の円滑化について

- 送配電事業者による買取制度の導入前のFIT電源については、小売事業者による買取が行われている(2012~16年度に認定を受けたもの。総買取量ベースでFIT電源の75%)。
- この場合、**既存相対契約見直し指針を適用**し、発電事業者と小売事業者で協議が行われることにより、**調達価格とは別に、託送料金の減額分相当額が支払われる**ことになる。その結果、少なくとも**当該減額分相当額については、発電側基本料金の転嫁を行うことができる**。
- なお、発電側基本料金の導入により、卸市場価格が上昇すると、回避可能費用が上昇するため、 小売側において転嫁に応じるための原資が託送料金減額分より減少するとの指摘もある。こうした た指摘を踏まえ、小売買取の場合の調整措置の在り方について、資源エネルギー庁の審議会 で検討いただくことが必要ではないか。



(参考) 2019年12月の調達価格等算定等委員会における事務局説明資料

小売を通じた調整措置について

2019年12月27日 調達価格等算定委員会 資料2抜粋

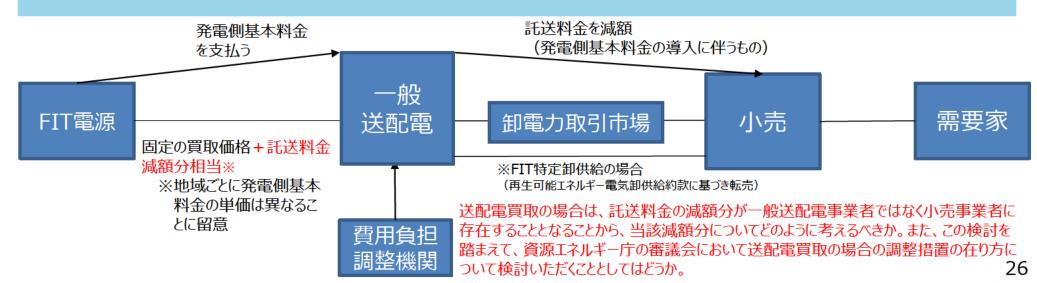
- これまでのFIT電源に対する発電側基本料金に関する検討では、「FIT買取期間中の電源については、発電側基本料金による追加コストを転嫁することが制度上困難である」(再生可能エネルギー大量導入・次世代電力NW小委員会の中間整理(第3次))ことを念頭に、特に**既認定のFIT電源に対して、調整措置を検討する必要**性が指摘されていた。
- 他方で、電力・ガス取引監視等委員会の審議会において発電側基本料金の詳細設計が深化したところ、小売買取については、**調達価格とは別に価格を上乗せするという工夫をすることにより、他電源と同様にFIT電気事業者と小売電気事業者間で発電側基本料金の転嫁について適切な協議を行うべき対象に含まれるという案が提示された**。すなわち、
 - 発電側における…増額想定分や、小売電気事業者が負担する…減額想定分等の情報を適切に共有し、公平を旨として協議を行い、相対契約に基づく取引金額を見直す
 - > 発電側基本料金の導入による託送料金の減額分は、取引価格に適切に充当されるべき
 - ▶ 仮に事業者間での<u>転嫁についての協議が不適切</u>であった場合等においては、既存相対契約の見直しに関連する 紛争解決の仕組みを利用することができる

ことを基本的な考え方とした**既存相対契約見直し指針の骨子案**の対象として、他の電源とともに**FIT電源も含まれ る**ことが提示された。

- これにより、FIT電源についても、他の電源と同様に、
 - 発電側基本料金の導入による増額想定分等を踏まえた公平な協議が行われるととともに、
 - ▶ 少なくとも<u>託送料金減額分</u>(全国平均0.5円/kWh^{※1} ^{※2}) については<u>転嫁に充当</u>される ことが可能となった。また、仮に協議が不適切な場合等においては、既存相対契約の見直しに関連する紛争解決の 仕組みを利用することも可能である。
- このとおり、これまでの調整措置の議論は、FIT電源は転嫁ができないという前提の下で議論がされてきたが、<u>他の</u>電源と同様に、FIT電源についても転嫁を通じた調整が行えることとなった。
- ※1 小売の託送料金減額分の全国平均0.5円/kWhは、一般送配電事業者全10社の託送原価総額と全国の需要電力量から機械的に試算したもの。 実際には、地域によって託送原価等が異なるため、大幅ではないにしても違いが生じうるもの。
- ※2 発電側基本料金の導入によって、スポット市場の価格が上昇した場合、回避可能費用が上昇し、小売側における転嫁の原資が託送料金減額分より減少するのではないかとの指摘がある。

【論点3】発電側基本料金の小売側への転嫁の円滑化について (3) FIT電源の送配電買取における転嫁の円滑化について

- 2017年度以降、FIT電源は、送配電事業者による買取制度が導入されている(総買取量ベースでFIT電源の25%)。この送配電買取の場合には、小売買取と異なり、買取義務者である一般送配電事業者に託送料金の減額分が発生しない。
- このため、送配電買取の場合は、託送料金の減額分が一般送配電事業者ではなく、小売事業者に存在することとなることから、当該減額分についてどのように考えるべきか。また、この検討を踏まえて、資源エネルギー庁の審議会において送配電買取の場合の調整措置の在り方について検討いただくこととしてはどうか。
- なお、送配電買取後、卸電力取引市場の約定価格にて小売側との取引が行われることとなるが、まず、①発電側基本料金のkWh課金導入により、市場においてkWh課金分の価格上昇が見込まれる。また、②相対取引と市場取引との間に裁定が働くことで、市場の約定価格が徐々に上昇し、託送料金の減少分相当額近くまで上昇することが想定される(相対取引よりも市場価格の方が安価な場合、購買余力が高まった小売側の買い入札量が増加。同時に、発電側が市場では十分に費用回収ができないと判断すれば、発電側の売り入札量は減少)。



(参考) 2019年12月の調達価格等算定等委員会における事務局説明資料

その他の留意点

21

(送配電買取と小売買取の公平性)

- FIT制度の買取義務者は、FIT制度創設当初は小売電気事業者であったが、改正FIT法以降は送配電事業者である。
- 小売買取との<u>公平性</u>を踏まえ、**送配電買取の場合への調整措置**を考えるべきではないか。

(スポット市場価格(=回避可能費用)の上昇)

■ 発電側基本料金の導入によって、スポット市場の価格が上昇した場合、回避可能費用の上昇を通じて、小売の転嫁原資が減少すると同時に、国民負担が低減する。この規模を見積もることができれば、賦課金からの補填による調整措置の原資となりうるのではないか。

【論点3】発電側基本料金の小売側への転嫁の円滑化

- (4)転嫁の円滑化に向けた整理(案)
 - これまでの検討をまとめると、下図のとおり整理できる。
- なお、発電側基本料金のkW課金分をkWhに換算した額は、発電事業者の設備利用率によ り異なるため、電源種によっては、発電側基本料金の負担が託送料金の減額分相当額を上回 る場合があり得る。この場合のFIT電源における調整措置の具体的な在り方についても、資源工 **ネルギー庁の審議会で、引き続き検討を進めていただく**こととしたい。

FIT以外の 電源

相対契約、卸電力取引市場※1、容量市場にて、発電側基本料金の負担分を回収 ! 今回新たに整理

既設FIT電源

小売買取

相対契約において 小売側における託 送料金減額分の 回収が可能

✓ 卸市場価格の上昇で、回避可能費用 が上昇し、小売転嫁の原資が減少する との指摘を踏まえ、小売買取の場合の 調整措置の在り方について要検討。

✓ 小売側から託送 料金減額分につい て、直接回収する ことは困難

✓ 一般送配電事業者に託送料金の減額 分が発生せず、小売事業者に存在する ことから、送配電買取の場合の調整措 置の在り方について要検討。

✓ 発電側基本 料金の負担 額が託送料 金減額分相 当額を上回 る場合にお ける調整措 置の在り方 について要 検討

新規FIT電源

送配電買取

送配電買取

調達価格等算定委員会で検討※2

FIP電源

- ※1 kWh課金導入による約定価格の上昇は確実に見込まれ、最終的には、相対価格との裁定により、約定価格が託送料金の減少分相当額(全国平均約0.5円/KWh)近くまで 上昇することを想定。
- ※2 2019年12月の第53回調達価格等算定委員会において、事務局より、今後議論が必要な内容との前提を置いた上で、新規認定案件については、基本的な考え方としては、 発電側基本料金導入に伴う発電事業者の負担分をFIT電気の供給に通常要する費用の一部として、調達価格を算定することが望ましい、との考えを示している。

【論点3】発電側基本料金の小売側への転嫁の円滑化(5)適切な発電側基本料金の転嫁の担保方法

- 発電側基本料金の転嫁を円滑化するためには、既存相対契約見直し指針の策定に加え、 当委員会として、主要な小売事業者(旧一電+主要新電力)への個別の要請を行う とともに、既存相対契約の見直し等について、アンケート・ヒアリングを通じた実態把握など、 具体的な確認方法を検討していくことが重要。
- このため、発電側基本料金の導入を見据え、その確認のあり方について、必要な検討を進めることとしたい。